

抜粋版

旧土木詰所前平面駐車場  
地歴及び土壌汚染調査(表層)業務委託

調査報告書 [No. 1/2]

(地歴調査)

令和 5 年 1 月

環境省指定調査機関：環2020-3-0041  
株式会社 上総環境調査センター



写真 1.2 (3) 鉋さい状況 (遠景)



写真 1.2 (4) 鉋さい状況 (近景)

### 2.1.2 鉍さいによる汚染のおそれの状況

鉍さいによる汚染のおそれの状況を表2.1.2及び図2.1.2に示す。  
本文中の関係資料は抜粋であり、詳細は添付資料を参照されたい。

表2.1.2 (2) 鉍さいの汚染のおそれの状況詳細

項目	内容
分析の契機	旧土木詰所等解体及び法面工事時において、鉍さいの受け入れ側から鉍さいの成分分析結果の提出要求があった。
分析結果	ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物の結果を表2.1.2(3)に示す。その他の項目は不検出であった。
鉍さいの状況	鉍さいの厚みは約200mm程度であった。鉍さいの存在範囲は旧土木詰所前平面駐車場に限定されていた。
分析結果の公表	鉍さいの分析結果は、令和4年3月には近隣住民に説明され、令和4年3月17日に習志野市よりプレスリリース発表。
鉍さいの工事時期	空中写真より旧土木詰所前平面駐車場が整備されたの昭和40年～昭和45年であった。ふっ素及びその化合物が土壌の環境基準項目に追加されたのは平成13年であり、昭和45年ころの旧土木詰所前平面駐車場の整備は法律に適合しており問題のないものだった。

- ・以上より、鉍さい下位置の土壌は、ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物において、土壌汚染のおそれが比較的多いといえる。

表2.1.2 (3) 鉍さいの分析結果まとめ

採取日	分析対象	ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	
		溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
2022.1.28	鉍さい	2.1	4500	0.1 未満	160
2022.2.15	鉍さい	2.9	2500	0.3	400 未満
2022.3.25	ふるい分け鉍さい	2.0	—	0.2	—
受け入れ基準		0.8 以下	4000 以下	1.0 以下	4000 以下

注：網掛は基準を上回ったことを示す。

抜粋版

旧土木詰所前平面駐車場  
地歴及び土壤汚染調査(表層)業務委託

調査報告書 [No. 2/2]

(試料採取等調査)

令和 5 年 1 月

環境省指定調査機関：環2020-3-0041  
株式会社 上総環境調査センター

## 5 分析結果

分析結果を表5.1及び図面4に示す。

- ・ 試料採取等の実施をしたところ、B3-9地点でふっ素及びその化合物の土壌溶出量基準が上回った。ただし、第二溶出量基準を下回った。
- ・ すべての地点でふっ素及びその化合物の土壌含有量基準を下回った。
- ・ すべての地点でほう素及びその化合物の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を下回った。

表5.1(1) 分析結果

30m 格子	単位 区画	土壌溶出試験 (mg/L)				土壌含有試験 (mg/ k g)			
		ふっ素及びその 化合物		ほう素及びその 化合物		ふっ素及びその 化合物		ほう素及びそ の化合物	
		結果	適 否	結果	適 否	結果	適 否	結果	適 否
B3	-6	0.21	○	0.1 未満	○	17	○	5 未満	○
	-9	1.4	×	0.1 未満	○	97	○	14	○
B4	-3	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	7	○
	-5	0.15	○	0.1 未満	○	10 未満	○	9	○
	-6	0.13	○	0.1	○	16	○	12	○
	-7	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	14	○
	-8	0.34	○	0.1 未満	○	10 未満	○	16	○
	-9	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	11	○
B5	-1	0.08 未満	○	0.1 未満	○	81	○	22	○
	-2	0.80	○	0.1 未満	○	88	○	25	○
	-3	0.10	○	0.1 未満	○	15	○	13	○
	-5	0.27	○	0.2	○	66	○	31	○
	-6	0.21	○	0.1 未満	○	36	○	17	○
	-8	0.17	○	0.1 未満	○	61	○	19	○
	-9	0.23	○	0.1 未満	○	53	○	16	○
B6	-3	0.24	○	0.1 未満	○	25	○	15	○
C2	-7	0.22	○	0.1 未満	○	10 未満	○	5 未満	○
	-8	0.54	○	0.1 未満	○	71	○	5 未満	○
土壌溶出量基 準		0.8		1		-		-	
土壌含有量基 準		-		-		4000		4000	
第二溶出量基 準		24		30		-		-	

注1) 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は土壌汚染対策法施行規則第31条別表による。

注2) 第二溶出量基準は土壌汚染対策法施行規則第9条別表第2による。

注3) 第二溶出量基準は土壌溶出量基準の3倍～30倍に相当し、地下水等摂取によるリスクに係る措置の選択または決定材料となる。

注4) 網掛は基準値を上回ったことを示す。

注5) 適否の○は土壌溶出量基準または土壌含有量基準を下回ったことを示す。

注6) 適否の×は土壌溶出量基準または土壌含有量基準を上回ったことを示す。

表5.1(2) 分析結果

30m 格子	単位 区画	土壌溶出試験 (mg/L)				土壌含有試験 (mg/ kg)			
		ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	
		結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
C3	-1	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	5 未満	○
	-2	0.08 未満	○	0.1 未満	○	25	○	7	○
	-4	0.08 未満	○	0.1	○	10 未満	○	5 未満	○
	-5	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	5 未満	○
	-7	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	15	○
	-8	0.08 未満	○	0.1 未満	○	13	○	10	○
C4	-1	0.10	○	0.1 未満	○	18	○	19	○
	-2	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	7	○
	-4	0.73	○	0.1 未満	○	60	○	15	○
	-5	0.11	○	0.1 未満	○	16	○	15	○
	-7	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10	○	6	○
	-8	0.08 未満	○	0.1 未満	○	11	○	5 未満	○
C5	-1	0.08 未満	○	0.1 未満	○	14	○	12	○
	-2	0.08 未満	○	0.2	○	17	○	16	○
	-4-1	0.26	○	0.1 未満	○	45	○	26	○
	-4-2	0.08 未満	○	0.1 未満	○	10 未満	○	21	○
	-5	0.15	○	0.1 未満	○	40	○	12	○
	-7	0.08 未満	○	0.1 未満	○	22	○	11	○
	-8	0.56	○	0.1 未満	○	130	○	16	○
C6	-1	0.38	○	0.1 未満	○	44	○	19	○
	-2	0.21	○	0.1 未満	○	50	○	22	○
土壌溶出量基準		0.8		1		-		-	
土壌含有量基準		-		-		4000		4000	
第二溶出量基準		24		30		-		-	

注1) 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は土壌汚染対策法施行規則第31条別表による。

注2) 第二溶出量基準は土壌汚染対策法施行規則第9条別表第2による。

注3) 第二溶出量基準は土壌溶出量基準の3倍～30倍に相当し、地下水等摂取によるリスクに係る措置の選択または決定材料となる。

注4) 適否の○は土壌溶出量基準または土壌含有量基準を下回ったことを示す。

注5) 適否の×は土壌溶出量基準または土壌含有量基準を上回ったことを示す。